

国防專利条例

2004年9月17日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国防專利条例

(2004年9月17日中華人民共和國國務院、中央軍事委員會令第418号公布)

第一章 総則

第一条 国防に関する発明専利権を保護し、国家機密を保持し、発明創造の普及・応用に便宜を図り、国防科学技術の発展を促し、国防現代化建設の需要に応えるため、「中華人民共和國専利法」に基づき、本条例を制定する。

第二条 国防専利とは、国防利益に関わるもの、および国防建設に潜在的作用を持ち、機密保持が必要な発明専利を指す。

第三条 国家国防専利機構（以下、国防専利機構）は、国防専利出願の受理と審査に責任を持つ。国防専利機構の審査を経て、本条例の規定に合致すると認められた場合には、國務院専利行政部門が国防専利権を授与する。

國務院国防科学技術工業主管部門と中国人民解放軍総装備部（以下、総装備部）は、それぞれ地方系統と軍隊系統の国防専利管理業務に責任を持つ。

第四条 国防利益に関わるもの、または国防建設に潜在的作用を持ち、最高国家機密扱いとなった発明は、国防専利を出願してはならない。

国防専利の出願および国防専利の機密保持業務は、機密解除となるまで「中華人民共和國国家機密保護法」や国家関連規定によって管理する。

第五条 国防専利権の保護期限は20年とし、出願日より起算する。

第六条 国防専利の保護期間内に、状況の変化によって機密レベルの変更、機密解除、または国防専利権終了後の機密保護期限の延長を必要とする場合には、国防専利機構が機密レベルの変更、機密解除、または機密保護期限の延長を決定することができる。ただし国防専利出願前に国家機密扱いとされていた場合には、従来の機密レベルや機密保護期限を決定した機関、部門、またはその上級機関の同意を得なければならない。

国防専利権を授与された団体または個人（以下、国防専利権者）は、国防専利機構に機密レベルの変更、機密解除、または機密保護期限の延長を書面を出願することができる。国有企業事業団体または軍隊部門に属する場合は、従来の機密レベルや機密保護期限を決定した機関、部門、またはその上級機関の意見を添付しなければならない。

国防専利機構が機密レベルの変更、機密解除、または機密保護期限の延長を決定する場合には、機構が出版する「国防専利内部通達」に掲載するとともに、国防専利権者に通知し、同時に機密解除する国防専利を國務院専利行政部門に届け、普通専利とする。國務院専利行政部門は機密解除された国防専利を直ちに社会へ公表しなければならない。

第七条 国防専利出願権や国防専利権は、許可を得た後、国内の中国部門や個人に譲渡することができる。

国防専利出願権または国防専利権の譲渡は、国家機密が漏洩されず、国防や軍隊建設に支障をきたさないことを保証するとともに、国防専利機構に書面で申請しなければならない。

い。国防專利機構が一次審査を行った後、本条例第三条第二項に規定する職責分業によって、直ちに国務院国防科学技術工業主管部門や総装備部に送られ、審査される。

国務院国防科学技術工業主管部門と総装備部は、国防專利機構が出願を受理してから30日以内に、許可または不許可の決定を下さなければならない。不許可と決定した場合には書面で出願人に通知し、理由を説明する。

国防專利出願権または国防專利権の譲渡が許可された後、当事者は書面で契約を締結するとともに、国防專利機構に登録し、国防專利機構が「国防專利内部通達」に掲載する。国防專利出願権または国防專利権の譲渡は登録日より効力を発する。

第八条 国外の団体や個人、また国内の外国人や外国機関へ、国防專利出願権や国防專利権を譲渡することは禁止する。

第九条 專利代理機構に国防專利出願やその他国防專利事務の処理の委託が必要な場合には、国防專利機構が指定する專利代理機構に処理を委託する。專利代理機構およびその職員は、国防專利出願やその他国防專利事務を処理する過程で知った国家機密に対し、機密保持の義務を負う。

第二章 国防專利の出願、審査、権限授与

第十条 国防專利の出願にあたっては、国防專利機構に出願書、明細書、およびその概要やクレーム等の文書を提出しなければならない。

国防專利出願人は国防專利機構が規定する要求や統一フォーマットによって出願文書を作成し、直接送付、または機密通信やその他の機密保護方式で国防專利機構に提出しなければならない。普通郵便で送付してはならない。

国防專利機構が国防專利出願文書を受理した日を出願日とする。出願文書が機密通信で送付された場合には、発送時の消印日を出願日とする。

第十一条 国防專利機構は定期的に国務院專利行政部門へ職員を派遣し、普通專利出願を調査する。このうち国防利益に関わるもの、または国防建設に潜在的作用を持ち、機密保持が必要なものを発見した場合には、国務院專利行政部門の同意を得て国防專利出願に変更し、出願人に通知する。

普通專利出願を国防專利出願に変更した後、国防專利機構は本条例の関連規定によって当該国防專利出願の審査を行う。

第十二条 国防專利権を授与する発明は、新規性、創造性、実用性を備えなければならない。

新規性とは、出願日以前に同様の発明が国外出版物に公開発表されたり、国内出版物に発表されたり、国内で使用またはその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の発明を他人が出願し、出願日以降に国防專利権を得ていないものを指す。

創造性とは、出願日以前にすでにあった技術と比べ、当該発明に突出した実質的特徴や顕著な進歩があることを指す。

実用性とは、当該発明が製造または使用に値し、積極的な効果を生むことができることを指す。

第十三条 国防專利を出願した発明に、出願日より6ヵ月以内に以下の状態の一つが見られた場合には、新規性を喪失しない。

(一) 国務院関係主管部門や中国人民解放軍関係主管部門が開催した内部展覧会で初めて展示されたもの。

(二) 国務院関係主管部門や中国人民解放軍関係主管部門が招集した内部学術会議、または技術会議で初めて発表されたもの。

(三) 他人が国防專利出願人の同意を得ずにその内容を漏洩したもの。

前項に列記した状態があった場合には、国防專利出願人は出願時に言及するとともに、出願日より2ヵ月以内に関連証明文書を提出しなければならない。

第十四条 国防專利機構が国防專利出願に対する審査を行った後、本条例の規定に合致しないと認めた場合には、国防專利出願人に指定する期限内に意見を陳述、またはその国防專利出願に対する訂正や補足を行うよう通知しなければならない。正当な理由がなく、期限を過ぎても回答がなかった場合には、国防專利出願を撤回したものと見なす。

国防專利出願人は出願日より6ヵ月以内、または第一次審査意見通知書に対して回答する際、自発的に当該国防專利出願を訂正することができる。

出願人の当該国防專利出願文書に対する訂正は、当初の明細書やクレームに記載された範囲を超えてはならない。

第十五条 国防專利出願人の意見陳述、または国防專利出願に対する訂正や補足後、国防專利機構がなお本条例の規定に合致しないと認めた場合には、これを却下しなければならない。

第十六条 国防專利機構は国防專利再審委員会を設立し、国防專利の再審や無効宣告業務に責任を負う。

国防專利再審委員会は技術専門家や法律専門家で構成され、その主任委員は国防專利機構責任者が兼任する。

第十七条 国防專利出願人が国防專利機構による出願却下の決定に不服な場合には、通知を受け取ってから3ヵ月以内に、国防專利再審委員会に再審を請求することができる。国防專利再審委員会は再審し、決定を下した後、国防專利出願人に通知する。

第十八条 国防專利出願が、審査の結果却下の理由がない、または却下後の再審で却下が不当と認められた場合には、国務院專利行政部門が国防專利権を授与する決定を下すとともに、国防專利機構に国防專利証書の発行を委託し、同時に国務院專利行政部門が出版する專利公報に国防專利の出願日、権限授与日、專利番号を公告する。国防專利機構は当該国防專利の関連事項を登録するとともに、「国防專利内部通達」に掲載しなければならない。

第十九条 いかなる団体、または個人も、国防專利権の授与が本条例の規定に合致しないと認めた場合には、国防專利再審委員会に国防專利権無効宣告の請求を提出することができる。

第二十条 国防專利再審委員会は国防專利権無効宣告の請求を審査し、決定を下した

後、請求人や国防専利権者に通知する。国防専利権無効宣告を決定した場合、国防専利機構はこれを登録するとともに「国防専利内部通達」に掲載し、國務院専利行政部門は専利公報で公表しなければならない。

第三章 国防専利の実施

第二十一条 国防専利機構は国防専利権を授与した日より3カ月以内に、国防専利関連文書の副本を國務院関係主管部門、または中国人民解放軍関係主管部門に送付する。文書副本を受領した部門は、4カ月以内に国防専利の実施について書面で意見を提出するとともに、国防専利機構へ通知しなければならない。

第二十二条 國務院関係主管部門と中国人民解放軍関係主管部門は、その指定する団体による本システムまたは本部門内の国防専利実施を許可することができる。本システムまたは本部門以外で国防専利実施を指定する必要がある場合には、国防専利機構に書面で申請し、国防専利機構は本条例第三条第二項に規定する職責分業によって國務院国防科学技術工業主管部門や総装備部に送り、許可を得た後に実施される。

国防専利機構は国防専利の指定実施を登録するとともに、「国防専利内部通達」に掲載する。

第二十三条 他人の国防専利を実施する団体は国防専利権者と書面による実施契約を締結し、本条例第二十五条の規定により国防専利権者に費用を支払うとともに、国防専利機構へ届け出なければならない。契約に規定される以外の部門が、許可を得ずに当該国防専利を実施してはならない。

第二十四条 国防専利権者が国外の団体または個人にその国防専利の実施を許可する場合には、国家機密が漏洩されず、国防や軍隊建設に支障をきたさないことを保証するとともに、国防専利機構に書面で申請しなければならない。国防専利機構が一次審査を行った後、本条例第三条第二項に規定する職責分業によって、直ちに國務院国防科学技術工業主管部門や総装備部に送られ、審査される。

國務院国防科学技術工業主管部門と総装備部は、国防専利機構が出願を受理してから30日以内に許可、または不許可の決定を下さなければならない。不許可と決定した場合には書面で出願人に通知し、理由を説明する。

第二十五条 他人の国防専利を実施する場合には、国防専利権者に国防専利使用費を支払わなければならない。国家が直接投入する国防科学研究経費、またはその他国防経費を科学研究活動で発生する国防専利に使用する場合には、発生する国防専利の経費が使用目的に合致する時のみ、必要な国防専利実施費を支払うことができる。ただし、科学研究契約に特段の取り決め、または科学研究任務書に特段の規定がある場合は除外する。

前項で言う国防専利実施費とは、国防専利実施において発生する技術資料の提供、人材育成、およびさらなる技術開発等に必要となる費用を指す。

第二十六条 国防専利指定実施の実施費または使用費の金額は、国防専利権者と実施団体の合意により決定される。合意がまとまらなかった場合には、国防専利機構が裁決する。

第二十七条 国家は国防専利権者に補償を与える。国防専利機構が国防専利証書を発行した後、国防専利権者へ国防専利補償費を支払う。具体的金額は国防専利機構が決定する。職務発明に該当する場合、国防専利権者は50%を下回らない補償費を発明人に支給しなければならない。

第四章 国防専利の管理と保護

第二十八条 国防専利機構が出版する「国防専利内部通達」は国家機密文書に属し、その通達範囲は国防専利機構が決定する。

「国防専利内部通達」は以下の内容を掲載する。

- (一) 国防専利出願中の記載事項
- (二) 国防専利のクレーム
- (三) 発明明細書の概要
- (四) 国防専利権の授与
- (五) 国防専利権の終了
- (六) 国防専利権の無効宣告
- (七) 国防専利出願権と国防専利権の移転
- (八) 国防専利の指定実施
- (九) 国防専利実施許可契約の届出
- (十) 国防専利の機密レベル変更と機密解除
- (十一) 国防専利機密保持期限の延長
- (十二) 国防専利権者の姓名または名称、住所の変更
- (十三) その他関連事項。

第二十九条 国防専利権を授与された後、以下の状態の一つが見られた場合には、国防専利機構の同意を得て、国防専利明細書を調査することができる。

- (一) 国防専利権無効宣告の請求が提出された場合
- (二) 国防専利の実施が必要な場合
- (三) 国防専利争議が発生した場合
- (四) 国防科学研究の必要による場合

調査者はその調査過程で知った国家機密に対し、機密保持の義務を負う。

第三十条 国务院関係主管部門、中国人民解放軍関係主管部門、および各省・自治区・直轄市の国防科学技術工業管理部門は、指定した一機構を国防専利業務の管理にあたせるとともに、国防専利機構に通知しなければならない。国防専利業務を管理する当該機構は業務上で国防専利機構の指導を受ける。

国防科学研究、生産任務、および軍事調達に関与する軍隊部門、国务院が出資人職責を履行する企業や国务院直属事業団体は、相応する機構管理を本部門の国防専利業務に指定しなければならない。

第三十一条 国防専利機構は当事者の請求を受け、以下の国防専利争議の調停を行うことができる。

- (一) 国防専利出願権や国防専利権の帰属に関わる争議
- (二) 国防専利発明人の資格に関わる争議

(三) 職務発明の発明人の奨励や報酬に関わる争議

(四) 国防專利使用費や実施費に関わる争議

第三十二条 「中華人民共和国專利法」や本条例に特段の規定がある以外に、国防專利権者の許可を得ずその国防專利を実施した場合には、その国防專利権を侵害し、争議を引き起こしたとして、当事者の協議によって解決する。協議を望まなかった場合、または協議が不調に終わった場合には、国防專利権者または利害関係人が人民法院へ提訴、または国防專利機構に処理を請求することができる。

第三十三条 本条例の規定に違反し、国家機密を漏洩した場合には、「中華人民共和国国家機密保護法」や国家関連規定によって処理する。

第五章 付則

第三十四条 国防專利機構へ国防專利出願やその他手続きを行った場合には、規定に従って費用を納めなければならない。

第三十五条 「中華人民共和国專利法」や「中華人民共和国專利法実施細則」の関連規定を国防專利に応用する。ただし本条例に特別の規定がある場合には、本条例の規定によって実施される。

第三十六条 本条例は2004年11月1日より施行される。1990年7月30日に國務院と中央軍事委員会が批准した「国防專利条例」は、これと同時に廃止する。